

附 則 (昭和五三年三月一日建設省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一一年一〇月一日建設省令第二号)	この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六三年四月一日建設省令第五号)	この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成元年三月二七日建設省令第三号)	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄	この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一三年五月三一日国土交通省令第九五号)	この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）	1 この省令は、平成十六年六月一八日国土交通省令第七〇号抄	1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。（建築動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）	1 この省令は、令和二年五月一五日国土交通省令第四八号抄	1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。
2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。					
附 則 (平成一一年四月二六日建設省令第四号) 抄	（施行期日）	附 則 (平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号) 抄	（施行期日）	附 則 (令和三年三月三一日国土交通省令第二七号)	（施行期日）
第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。	第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。	第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、令和五年二月二八日国土交通省令第四四号抄
附 則 (平成一一年九月二七日建設省令第四号)	（施行期日）	附 則 (平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号)	（施行期日）	附 則 (令和四年四月二八日国土交通省令第四四号)	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。（建築動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）	第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。（建築動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）	第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。	第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。（建築動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）	第一条 この省令は、令和五年二月二八日国土交通省令第四四号抄
第八条 前条の規定による改正前の建築動態統計調査規則別記第一号様式は、平成十三年四月三日	附 則 (平成二一年三月三〇日国土交通省令第一五号)	（通省令第一〇三号）	（この省令は、平成二十一年一月十四日から施行する。）	（この省令は、平成二十一年一月十四日から施行する。）	（この省令は、平成二十一年一月十四日から施行する。）

別記第三号様式（第十七条関係）（A4）

別記第四号様式（第二十一條関係）（A4）

切記第五号機械(圖二十一至圖三〇)(A-4) (半圓形孔)：每面各打一孔，其孔徑為一寸六分八厘，孔距為一寸一毫。

別記第五号様式（第二十一条関係）（A4）

1. 被告姓名		性別		年齡	
2. 被告職業		性別		年齡	
3. 犯罪事實		性別		年齡	
被 告 姓 名	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
被 告 職 業	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
犯 罪 事 實	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
被 告 地 址	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
被 告 職 業	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
犯 罪 事 實	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別
被 告 地 址	性 別	年 齡	性 別	年 齡	性 別

